

徳島県監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、徳島県知事等から定期監査結果報告に対して講じた措置についての通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成26年3月12日

徳島県監査委員 西川 正 二
同 村 廣 道
同 原 孝 仁
同 丸 若 祐 二
同 岸 本 泰 治

監査結果の公表年月日	平成25年11月15日			
監 査 の 結 果			講 じ た 措 置	
<p>(1) 歳入で未収となっているもの</p>	<p><東部県税局〈徳島庁舎〉〈吉野川庁舎〉></p>		<p>滞納となった県税については、毎年度当初に策定する「県税事務運営方針」に基づき、計画的かつ効果的な滞納整理に取り組んでいる。しかし、賦課徴収を市町村が行う個人県民税については、平成19年度に税源移譲が行われ課税額が1.8倍に増加したことから、収入未済額が年々累増し平成24年度決算においては収入未済額全体の76.3%を占める状況となっている。</p> <p>そのため市町村への徴収支援として、平成25年度においては、県の徴収職員を市町村に派遣して市町村税務職員と共に滞納整理を行う「県の税務職員の市町村短期派遣制度」に加え派遣期間を長期とする「県の税務職員の市町村長期派遣制度」を新たに設け、短期派遣として1市3町に徴収職員8名を派遣、長期派遣として1市2町に延べ6名を派遣、「徳島滞納整理機構」へ県のベテラン徴収職員2名を派遣する等の体制強化を図り、県と市町村とが連携・協働して徴収確保と収入未済額の縮減に取り組んでいる。さらには現年課税分の収入未済額の発生を抑制するため、滞納の発生し難い給与所得者に対する「特別徴収制度の普及・拡大」にも取り組んでいるところである。</p> <p>また、個人住民税（個人県民税と個人市町村民税を併せたものの総称）の対策チームを新たに設置し、専任職員2名で市町村の実情に合わせた徴収対策を講じるとともに、これまで滞納事案を県が市町村から引き受け、直接滞納整理を行う「地方税法第48条の規定に基づく徴収引受制度」や、市町村職員が県の徴収現場で滞納整理の実務を経験して事務のスキルアップを図る「市町村職員の税務（徴収）事務研修生受入制度」等も積極的に活用し、県民の納税意識の高揚を図ってきたところである。</p> <p>その他の税目については、定期的に「滞納分析会議」を実施して滞納整理の方針を協議し、納付意思を示さない者に対しては早期に滞納処分に着手する方針で取り組んでおり、電話催告や臨戸による納税指導のほか、「滞納繰越分整理強調月間（7月～9月）」を設定して滞納繰</p>	
	<p>県税の収入未済額の状況</p>			
	平成24年度決算額	1,447,302,410円		
	平成23年度決算額	1,428,490,778円		
	増 減 額	18,811,632円		
	<p>税外収入の収入未済額の状況</p>			
平成24年度決算額	32,546,489円			
平成23年度決算額	32,828,960円			
増 減 額	△282,471円			

越分を集中的に処理している。特に個人県民税に次いで収入未済額の多い自動車税については滞納件数も多いため、担当職員から毎月の処理状況の報告を求めて進行管理に努めている。

この結果、東部県税局管内の県税の平成24年度決算における収入未済額1,447,302,410円が平成26年1月31日現在で1,086,607,998円となり、360,694,412円(24.9%)減少した。

また、税外収入は収入未済額32,546,489円が32,143,573円となり、402,916円(1.2%)減少した。

今後も納期内納付向上の広報、適時適切な納税指導により自主納税の促進を図るとともに、公正公平な税務行政を進めていくため、厳正な滞納処分を実施することで、県税収入等の確保に努めたい。また、個人県民税については、関係市町村と連携を一層密にして徴収支援の充実に努めたい。

<医療政策課>

返納金（看護師等修学資金貸付金）について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

返納金（看護師等修学資金貸付金）の収入未済額の状況

平成24年度決算額	3,280,000円
平成23年度決算額	3,065,000円
増減額	215,000円

収入未済額については、個別の償還指導等により債務者の生活・資力状況に応じた償還計画に基づく償還がなされているところであるが、経済的な事情等から一部償還が滞っている者については、引き続き、債務者及び連帯保証人の実情把握に努めるとともに、債権回収強化月間を設定し集中的に文書や電話、自宅訪問を実施し、滞納繰越額の縮減に努めているところである。

その結果、平成24年度決算額で3,280,000円であった収入未済額のうち、平成26年1月末までに412,000円を収納した。

今後においても、継続的に償還がなされるよう訪問による状況調査や督促を行うなど、一層の収入確保に努めるとともに、新規貸与者については貸付時に貸与者及び連帯保証人に制度を周知徹底する。また、現年度償還者については納期限を過ぎても入金がない場合は文書や電話により納付指導後、必要に応じて資力等を勘案し返還計画の見直しを行い、債務者の申し出による納入通知書の一部納入があった場合は、その都度債務者との相談の機会を設け、やむを得ない場合は次回分の納付額について再度調整を行う。

<長寿保険課>

社会福祉使用料（旧県立軽費老人ホーム千秋園使用料）の収入未済について、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

社会福祉使用料（旧県立軽費老人ホーム千秋園使用料）の収入未済額の状況

平成24年度決算額	2,969,875円
平成23年度決算額	2,998,983円
増減額	△29,108円

債務者は1名であり、この債務者は公的年金以外に収入がなく、しかも寝たきり状態で入院中であり、強制徴収ができない状況にある。

そのため、債務者の身元引受人である長男に支払を求め、経済的事情を考慮し、やむを得ず分割納付を進めているところである。

平成24年度決算額で2,969,875円であった収入未済額のうち、平成26年1月31日現在までに20,000円を収納した。

会計課や保健福祉部内において、未収金対策に係る協議を行い、少額ながらも弁済が継続されていることから、今後においても確実に納付が行われるよう、身元引受人と連絡を取っていくこととした。

<福祉こども局地域福祉課>

返納金（介護福祉士等修学資金返還金）の収入未済について、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

返納金（介護福祉士等修学資金返還金）の収入未済額の状況

平成24年度決算額	1,191,200円
平成23年度決算額	1,211,200円
増減額	△20,000円

債務者が指定養成施設卒業後1年以内において、県内で介護福祉士等として7年間（過疎地については3年間）引き続き従事した場合に返還免除となるが、卒業後、規則で定める指定業務に従事しないことにより返還債務が発生し、収入未済となっている。

返納金については、債務者及び連帯保証人に対し、自宅への訪問や、昼間・夜間の電話や書面による償還指導に努めるとともに、個々の債務者等の生活状況に応じて分割納付等の指導も行った。

その結果、平成24年度決算額で1,191,200円であった収入未済額のうち、平成26年1月末までに29,200円を収納して、債務者3名のうち1名完済した。

今後も引き続き、月1回以上の電話連絡、訪問等により債務者等の生活状況の把握を行うとともに、個々の状況に応じた分割納付による返還指導、督促を実施し、一層の収入確保に努めたい。

<障がい者相談支援センター>

心身障害者扶養共済掛金収入について、新たな収入未済の発生防止に向けての対策を強化するとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

心身障害者扶養共済掛金収入の収入未済額の状況

平成24年度決算額	12,798,470円
平成23年度決算額	13,120,240円
増減額	△321,770円

1 新たな収入未済の発生防止に向けた取組み

- ① 掛金振込が遅れ気味等により、今後滞納が発生するおそれのある加入者には早期に連絡を取り、改めて制度の仕組みを説明し、掛け金滞納となった場合の取扱の原則について注意喚起するとともに、あわせて親身に相談に乗る等で加入者との良好な関係を築き、滞納回避に努めている。
- ② 新規加入者向けには、本制度の仕組みや、給付金等の支給要件、脱退時の取り扱いなどを盛り込んだ「重要事項説明書」を新たに作成・整備し、制度に対する加入者の十分な理解が得られる説明に努めている。

2 適切な債権管理による収入確保に向けた取組み

- ① 掛金未納者に対し2ヶ月毎に督促状を送付するとともに、電話及び担当者等2名による戸別訪問を行っている。
- ② 戸別訪問に際しては、直接、未納者等に会って誠実に話すことに努め、訪問時に不在で連絡がとれない場合は、繰り返しの訪問や手紙により粘り強く督促している。
- ③ 未納者との戸別訪問や電話等におけるやりとりの経緯を記録に残すことにより、担当内で情報共有し、一貫した対応を行っている。
- ④ また、戸別訪問時には生活環境や生活状況等の把握に努めることにより、適切な債権管理に必要な側面調査としての情報収集を併せて行っている。
- ⑤ 納付計画書の提出を求め、適切な債権管理に努めている。
- ⑥ 行方不明者や接触が困難な加入者は、市町村や関係者等からの情報を収集するなど、所在の把握に努めている。
- ⑦ 掛金滞納者が給付を受けることになった場合、受給者の理解を得た上で給付金を掛金未納分へ充当する等の措置により、収入確保に努めている。

⑧ 主務課である障がい福祉課と情報共有・協議に努めている。

これらの取組みの結果、平成24年度決算額で12,798,470円であった収入未済額のうち、平成26年1月末までに1,469,500円を収納した。
今後も引き続き未納者への納入の依頼をさらに粘り強く行い、収入確保に努めたい。

<東部保健福祉局（徳島庁舎）>

返納金（児童扶養手当返納金・生活保護返納金）、母子福祉資金貸付金元利収入及び寡婦福祉資金貸付金元利収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

返納金（児童扶養手当返納金・生活保護返納金）の収入未済額の状況

平成24年度決算額	156,371,421円
平成23年度決算額	135,217,211円
増 減 額	21,154,210円

母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

平成24年度決算額	144,413,833円
平成23年度決算額	137,494,899円
増 減 額	6,918,934円

寡婦福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

平成24年度決算額	20,235,223円
平成23年度決算額	20,492,119円
増 減 額	△256,896円

1 返納金（児童扶養手当返納金）の収入未済額の状況

「児童扶養手当返納金に係る事務取扱要領」に基づき、担当職員と母子自立支援員が連携しながら、文書や電話での督促、戸別訪問（随時）による債権回収に努めるとともに、債務者ごとに「児童扶養手当返納金管理台帳」を作成して適切な債権管理を行っている。

その結果、平成24年度決算額で7,309,100円であった収入未済額のうち、平成26年1月末までに141,500円を収納した。また、市町村と連携し、年3回の定例払い前に、資格喪失事由の発生等を確認することにより、返納金発生の未然防止と早期発見に努めた。

今後とも、関係市町村と連携しながら、債務者の生活状況の実態把握、就労支援、必要に応じた分割納入の措置、計画的な返納指導を行い、収入の確保に努めるとともに、受給者への定期的状況調査により、返納金発生の予防に努めたい。

2 返納金（生活保護返納金）の収入未済額の状況

「生活保護返納金事務処理マニュアル」に基づき、督促状等の文書送付、電話、訪問等あらゆる機会を捉えて納付督促を行っている。

また、債権管理台帳等による適切な債権管理に努めるとともに、局内対策会議を定期的開催し、職員間での情報・認識の共有等を図った。加えて、特に納入の滞りがちな世帯（廃止世帯を含む。）に対しては、生活状況の把握に努め、地区担当者や生活支援相談員（非常勤特別職）等がチームを組んで直接訪問するなど精力的に取り組んでいる。

このほか、市町村合併により、生活保護事務が移管された吉野川市、阿波市における未収金については、両市福祉事務所の協力を求め、世帯の状況等を把握した上で、納入を督促している。

その結果、平成24年度決算額で149,062,321円であった収入未済額のうち、平成26年1月末までに8,482,313円を収納した。

また、「申告義務のしおり」を配布し、被保護者に収入申告等の届出義務の周知徹底を図るとともに、「申告義務遵守の確認書」に署名・捺印を求める等、未収金発生の未然防止・早期発見に努めた。

今後は、管内市町村、民生委員等関係者とさらなる連携強化を図り、債務者等の生活状況を把握するとともに、引き続き被保護者に対して定期的に「申告義務のしおり」等を配布することにより、適正な収入申告についての理解をより一層徹底し、新たな収入未済の発生防止に努めたい。

3 母子・寡婦福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

貸付申請時に担当者と母子自立支援員による面接を行い、制度の趣旨や連帯保証人の責任についての説明と適正な償還計画・口座振替を指導するとともに、償還開始の1か月前には借受人にその旨通知するなど、口座振替が確実なものとなるよう徹底指導を行い、未収金の発生予防に努めた。

また、滞納が継続している者については「母子寡婦福祉資金償還指導マニュアル」に基づき、借受人や連帯保証人に対し督促状の送付や償還状況の通知、訪問や電話による償還指導を粘り強く実施するとともに、平成25年度も連帯保証人に対する償還指導の強化を継続した。

なお、償還開始後間もない者が、滞納した場合は速やかに連絡を行うとともに、平成22年度から実施している母子寡婦福祉資金貸付金償還指導強化週間を、平成25年度についても、平成25年11月及び平成26年2月の2回実施し、夜間の電話督促等による早期納入を求めたところである。

さらには、平成23年度から実施している、徳島県指定金融機関等に口座を持っている者で、償還が完了していない者を対象とした、口座再振替制度による収納も実施したところである。

その結果、平成24年度決算額で母子福祉資金144,413,833円、寡婦福祉資金20,235,223円であった収入未済額のうち、平成26年1月末までに母子6,967,740円、寡婦713,330円を収納した。

今後においても、市町村と連携し、適切な貸付実施による未収金の発生防止を図るほか、債務者に対しては、個々の状況に応じ、母子自立支援員による各種相談や母子自立支援プログラムを活用し、就労による自立支援にも取り組むとともに、償還困難事例については、「ケース検討会議」を開催し対策を検討するなど、より一層の収入確保に努めたい。

<企業支援課>

中小企業近代化資金貸付金元利収入、同貸付金にかかる違約金及び延納利息の収入未済について、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

中小企業近代化資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

平成24年度決算額	1,338,112,464円
平成23年度決算額	1,360,171,508円
増減額	△22,059,044円

違約金及び延納利息（中小企業設備近代化資金貸付金にかかる違約金）の収入未済額の状況

平成24年度決算額	1,904,958円
-----------	------------

当該貸付金については、従来から債務者及び連帯保証人（以下「債務者等」）に対し、電話や文書、訪問等による督促を行うほか、担保物件の処分、分割納付等により債権回収を図っている。

債権管理業務の基本的処理方法を定めた債権管理マニュアルに基づき、債務者等の償還能力に応じた重点的・効果的な督促・交渉を実施し、償還額の増額、償還中断先の償還再開、新たな定期償還者の掘り起こし等に努めている。

平成20年度からは、サービサー（債権回収会社）に債権回収業務を委託し、さらには弁護士を通じての法的措置を行う等、専門家の知識や技術を活用した一層の回収強化に取り組んでいる。

これらの取組みの結果、回収額は、平成25年度においては、債務者等からの償還及び連帯保証人の資産売却等により、平成26年1月末までに34,533,962円を収納しているところである。

今後とも、サービサー及び弁護士と連携し、債務者等への督促・交渉を強化し、資産売却を含めた債権回収策の検討を行うとともに、倒産した者に対しては、債務者等の所在、資産の状況、支払能力、相続の状況等を把握し、債務者等に対する訪問・督促等を引き続き行うこ

平成23年度決算額	1,904,958円
増 減 額	0円

とで債権回収を進めて参りたい。

<労働雇用課>

雑入（勤労者生活協同組合事業資金貸付金）の収入未済について、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

雑入（勤労者生活協同組合事業資金貸付金）の収入未済額の状況

平成24年度決算額	9,108,557円
平成23年度決算額	9,244,557円
増 減 額	△136,000円

当該未収金は、債務者である協同組合が既に解散しており、連帯保証人の別組合が返済を行っている状況である。
しかし、平成24年7月分までの返済額は毎月1万円と債権額に比して少額であるために、返済額の増額について協議を重ね、同年8月分から2千円増額し、毎月12,000円の返済を行うこととなった。
その後、8月からは毎月12,000円の返済が実施されている。
平成24年度決算額で9,108,557円あった収入未済額のうち、平成26年1月末までに120,000円を収納した。
今後も、引き続き返済額の増額交渉を継続し、早期の完済に向けた取組みを強化したい。

<農林水産政策課>

農業改良資金貸付金元金収入、同貸付金にかかる違約金及び延納利息、林業改善資金貸付金元金収入の収入未済について、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

農業改良資金貸付金元金収入の収入未済額の状況

平成24年度決算額	19,510,216円
平成23年度決算額	23,700,216円
増 減 額	△4,190,000円

違約金及び延納利息（農業改良資金貸付金にかかる違約金）の収入未済額の状況

平成24年度決算額	458,798円
平成23年度決算額	105,950円
増 減 額	352,848円

林業改善資金貸付金元金収入の収入未済額の状況

平成24年度決算額	
平成23年度決算額	
増 減 額	

貸付金債権の保全と回収を図るため、全庁的な組織である徳島県未収金対策委員会において取組方針が示され、部局間の情報連携を図るとともに、定期的に「課内対策会議」を開催し、職員間での回収状況の共有と債権回収策の検討を行い、債務者等の経済状況の実態を把握しながら、電話や訪問面談等による督促を行っている。
その結果、平成24年度決算額で、農業改良資金貸付金元金収入19,510,216円、違約金及び延納利息（農業改良資金貸付金にかかる違約金）458,798円、合計19,969,014円であった収入未済額のうち、平成26年1月末までに農業改良資金貸付金元金収入890,000円を収納し、元金と違約金を併せた収入未済額は19,079,014円となっている。
林業改善資金貸付金元金収入については、平成24年度決算額で5,627,402円であった収入未済額のうち、平成26年1月末までに55,000円を収納し、収入未済額は5,572,402円となっている。経済的理由から支払額は少ないものの、償還は継続されている。
今後は、収入未済額については、債務者や連帯保証人への電話や訪問面談等を引き続き行うとともに、債務の削減を促進するため、償還計画の見直しを指導するなど、債務者等に対して強力に支払請求を行い、一層の収入確保に努めたい。
また、返済状況を踏まえ、債務が削減されない場合には、必要に応じて担保権の行使や、法的措置を行うなど、未収金対策に万全の措置を講じて参りたい。

平成24年度決算額	5,627,402円
平成23年度決算額	5,747,402円
増減額	△120,000円

<用地対策課>

特定事業移転促進貸付金元利収入の収入未済について、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

特定事業移転促進貸付金元利収入の収入未済額の状況

平成24年度決算額	563,227,428円
平成23年度決算額	568,227,428円
増減額	△5,000,000円

平成25年4月から平成26年1月までの間、厳しい県財政の下、これまで以上に未収金対策に注力すべき必要があることなどを踏まえ、毎月1,2回債務者(株式会社)を訪問又は県庁で面談するなどして、17回にわたり債務者に対し督促を行った。

その中で、債務者に提出させている決算関係書類に基づく財務分析等を踏まえ、償還について強力に督促した結果、債務者の代表取締役から、厳しい経営環境が続いているが最大限の償還ができるよう努力するとの意思表示が示され、定期監査までに200万円、定期監査後も平成25年10月及び12月に100万円ずつの納付があり、平成24年度決算額で563,227,428円であった収入未済額のうち、平成26年1月末までに4,000,000円を収納した。

また、平成26年2月以降も、受注量の極端な落ち込みや取引先の不渡りなどがなければ、最低でも昨年度の償還額(500万円)と同等の収納を見込んでいる。

債務者の経営状況については、自動車部品の加工を主たる業務としているため、米国発の金融危機に端を発する新車販売台数の急激な減少による影響を受け、一時は受注量が極端に落ち込んだものの、ようやく近年になって徐々に回復してきた。ただ、自動車メーカーの海外生産増加に伴い、大手自動車部品メーカーも部品の現地調達を拡大させていることから国内受注量の落ち込みが懸念され、さらに円安に伴う原燃料コストの上昇で、経費削減に向けた一段の経営改革を迫られることとなり、今後も厳しい経営状況が続くものと思われる。

しかしながら、厳しい県財政の下、県民負担の公平性、県民の信頼確保の観点から、未収金の削減は喫緊の課題であることを認識し、今後も引き続き会社訪問をするなどして強力に督促を重ね、専門家の活用を図りながら、より実効性のある対応策を検討し、粘り強く回収に努めたい。

<住宅課>

住宅使用料、雑入(家賃損害賠償金・借上公共賃貸住宅共益費)及び敷金収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

住宅使用料の収入未済額の状況

平成24年度決算額	288,533,118円
平成23年度決算額	307,845,831円

住宅使用料、雑入及び敷金収入の収入未済額の縮減のため、次のとおり対策を講じた。その結果、平成26年1月末現在の収入未済額は、下表のとおりである。

(1) 呼出納付指導等の実施(高額滞納者以外)

平成25年10月に、3カ月以上の滞納者175名及びその連帯保証人306名に対して、文書による催告を行った。

平成25年11月に、6カ月以上の滞納者109名及びその連帯保証人163名に対して、呼出納付指導(相談)を実施し、呼び出しに応じなかった者に対しては電話指導、文書による催

増 減 額	△19,312,713円
-------	--------------

雑入（家賃損害賠償金・借上公共賃貸住宅共益費）の
収入未済額の状況

平成24年度決算額	19,961,645円
平成23年度決算額	20,261,764円
増 減 額	△300,119円

敷金収入の収入未済額の状況

平成24年度決算額	1,240,300円
平成23年度決算額	1,217,500円
増 減 額	22,800円

告等を行った。

平成26年3月に、再度、3カ月以上の滞納者及びその連帯保証人に対して、文書による催告を行う。

(2) 夜間訪問納付指導の実施（高額滞納者以外）

第1回は平成25年5月に2カ月以上15カ月以下の滞納者252名を対象に、第2回は平成25年9月に2カ月以上5カ月以下の滞納者242名を対象に、第3回は平成25年12月に2カ月以上5カ月以下の滞納者199名を対象に、住宅課と住宅供給公社の職員による「夜間訪問督促」を実施した。

平成26年3月に、第4回の夜間訪問督促を行う。

(3) 訴訟を前提とした呼出納付指導の実施（高額滞納者）

平成25年7月から9月に、継続的に高額滞納者に対する呼出納付指導を実施。

昨年度は滞納額45万円以上の滞納者を対象としていたが、今年度は滞納額40万円以上の者に拡大し、滞納者32名とその連帯保証人51名に対して、訴訟を前提とした呼出納付指導を行ったところ、7名が完納したのをはじめ、分割納付の履行等の効果があった。

平成26年2月に、第2回目の滞納額40万円以上の滞納者とその連帯保証人に対して、呼出指導を実施した。

(4) 悪質な高額滞納者に対する訴訟の提起

平成26年1月に、納付指導に応じない悪質な高額滞納者及びその連帯保証人に対して、家賃等の支払いと住宅明渡請求訴訟4件を提起した。

（平成24年度は、3件の訴訟提起済）

(5) 弁護士との連携強化

滞納事例には、自己破産、服役、行方不明、不正入居等、様々な状況があるため、訴訟提起の際に代理人を依頼している弁護士との連携を深め、困難事例発生時には、法律関係の指導助言のもとに、早めに適切な対応ができるような体制とした。

今後の対応として、継続的な電話や文書による納付指導、夜間訪問督促、連帯保証人を含めた呼出指導など滞納者本人に直接指導することが、納付の促進に繋がっていることから、これらの取組みを徹底して行う。また、新たな滞納の発生を防止するため、滞納が生じた場合には早め早めにこまめに納付指導・督促を実施し、滞納額が少ない初期のうちに細やかな対応を行う。

さらに、悪質な高額滞納者に対しては、住宅の明け渡しを求める法的措置を前提に強い姿勢で徴収指導を行う。

〈平成24年度末収入未済額の現在の状況〉

住宅使用料の状況

平成24年度末の収入未済額	288,533,118円
---------------	--------------

上記の平成26年1月末現在の収入未済額	255,638,736円
収入済額	32,894,382円

雑入（家賃損害賠償金・借上公共賃貸住宅共益費）の状況

平成24年度末の収入未済額	19,961,645円
上記の平成26年1月末現在の収入未済額	19,430,857円
収入済額	530,788円

敷金収入の状況

平成24年度末の収入未済額	1,240,300円
上記の平成26年1月末現在の収入未済額	1,149,700円
収入済額	90,600円

<東部県土整備局（徳島庁舎）>

港湾使用料及び港湾施設使用料について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

港湾使用料の収入未済額の状況

平成24年度決算額	2,341,360円
平成23年度決算額	2,377,580円
増減額	△36,220円

港湾施設使用料の収入未済額の状況

平成24年度決算額	8,814,370円
平成23年度決算額	17,246,940円
増減額	△8,432,570円

平成19年度に「滞納処分事務処理要領」を策定し、毎月「未収金対策会議」を開催して対応状況の検討を行うなど、鋭意未収金の削減及び発生防止に努めている。

その結果、平成24年度決算で11,155,730円あった収入未済額のうち、平成26年2月末までに2,183,340円を収納した。

今後とも、個別及び全体の取組を一層強化し、未収金の縮減に取り組みたい。

1 「港湾使用料」

未収となっていたのは、3法人であり対応状況は次のとおりである。

(1) A法人（1,248,320円）は、徳島地裁に未収金の交付要求をしていたが、平成23年1月に配当なしで終了した。営業実態もなく、財産調査を行うも差押え可能な財産もないため平成23年1月に滞納処分の執行停止を行い、平成26年1月に資力回復調査を行ったが前年度同様の状況であり、滞納処分の執行停止を継続中である。

なお、平成26年1月に、執行停止後3年が経過したため不納欠損処分を行うこととしている。

(2) B法人（40,080円）は、営業実態もなく、代表者は入院中である。財産調査を行うも差押え可能な財産もないため平成23年1月に滞納処分の執行停止を行い、平成26年1月に資力回復調査を行ったが前年度同様の状況であり滞納処分の執行停止を継続中である。

なお、平成26年1月に、執行停止後3年が経過したため不納欠損処分を行うこととしている。

(3) C法人(1,052,960円)は、平成25年4月から同年12月までの間に訪問指導を行ったが収納がない状況である。差押えも視野に入れながら、今後とも強力に納付指導を行っていく。

なお、使用施設(岸壁)は、返地されており、新たな未収金の発生はない。

2「港湾施設使用料」

未収となっていたのは、6法人であり、このうち2法人2,035,590円については、全額回収済みである。残る4法人への対応状況は次のとおりである。

(1) D法人(4,073,490円)は、本店所在地(石井町)の土地・家屋は競売され、所有権移転したが、県は同社所有の倉庫を差押えている。しかし、会社は休眠状態であり、差押え物件の他には差押え可能な財産もないため、倉庫の公売を平成26年1月24日に実施したが、公売代金2,060,100円のうち公売保証金200,000円は収納したが、残金1,860,100円は納付期限(平成26年1月31日)までに納付がなかったため、売却決定を取り消した。

公売保証金のうち152,250円を滞納処分費として控除し、47,750円を収入未済額に充当した。

不動産差押は継続中である。

(2) C法人(677,230円)は、継続した納付指導の結果、平成25年7月に100,000円の納付があった。今後とも継続した納付指導を粘り強く行っていく。

なお、占用物件(野積み場)については、延伸許可をしていない。

(3) A法人(347,000円)は上記「港湾使用料」と同様に平成26年1月に、執行停止後3年が経過したため不納欠損処分を行うこととしている。

(4) E法人(1,681,060円)は、平成25年4月から同年12月までの間に訪問指導を行ったが、収納がない状況である。差押えも視野に入れながら、継続した納付指導を粘り強く行っていく。

なお、占用物件(野積み場)については、延伸許可をしていない。

<東部県土整備局(鳴門庁舎)>

河川海岸使用料について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

河川海岸使用料の収入未済額の状況

平成24年度決算額	518,506円
平成23年度決算額	533,667円
増減額	△15,161円

関係機関等と連携を図り、納期限厳守を指導することにより、新たな収入未済の発生防止に努めているところである。

また、収入未済となっている2法人への対応状況については次のとおり。

1 A法人(収入未済額517,125円)

A法人は、船舶修理等の用途で河川の占用許可を受け、平成19年度から21年度分が未納である。

当法人は、実質的に稼働していない倒産状態で、会社の所有地及び代表者宅等の不動産は売却されており、金融機関等に財産照会を継続して行っているが、滞納処分可能な財産は確認できていない。

代表者は、平成21年末から所在不明となっている。平成22年

から本人の情報等について調査を行っているが、所在について未だ確認が取れていない。

今後についても引き続き債務者の所在確認、財産照会を行い、納付指導、滞納処分可能な財産を発見した場合は直ちに差押え・換価処分等法的措置を実施し、収入確保に努める。

なお、当該法人に許可をしていた占用施設は返地されている。

2 B法人（収入未済額1, 381円）

B法人は、釣り大会イベント用として河川の一部占用を受けたが、納付期限の平成25年4月1日までに納付されなかったため、平成25年5月に催促を行い、平成25年6月6日に納付された。

<東部県土整備局（吉野川庁舎）>

河川海岸使用料について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

河川海岸使用料の収入未済額の状況

平成24年度決算額	5,367,508円
平成23年度決算額	5,454,119円
増減額	△86,611円

収入未済への対応については、新たな収入未済の発生を防ぐため、督促状を送付するとともに、重点的に電話や戸別訪問による納付指導を行っている。

また、収入未済が継続している案件については、分割支払計画書を提出させることにより、収入未済額の削減に努めている。

この結果、平成24年度決算額で5,367,508円であった収入未済額のうち、平成26年1月末までに1,982,040円を収納した。

平成24年度決算における滞納者は、法人が2人と個人が16名であり、このうち主な滞納者についての対応状況は、次のとおりである。

A法人

河川占用料3,731,760円を滞納したA法人については、平成25年4月12日に分割支払計画書を提出させている。

この計画に基づき、平成26年1月末までに1,500,000円を収納したが、今後とも戸別訪問による督促を行うなど、支払計画が達成されるよう納付指導に努める。

B法人

砂利採取料320,416円を滞納したB法人については、少額ながら分割納付が継続しており、平成26年1月末までに120,000円を収納した。

本件については、新たな砂利採取料の発生がないので、今後とも着実な未収金削減がなされるよう、納付指導を継続する。

C個人

河川占用料825,500円を滞納したC個人については、平成24年度から占用許可の更新を行わないことにより、新たな未収金の発生を防いでいる。

また、平成25年7月16日に提出させた分割支払計画書に基づき、平成26年1月末までに60,000円を収納した。

今後、支払いが滞る場合には、戸別訪問による督促を行うなど、納付指導に努める。

D個人

砂利採取料129,843円を滞納したD個人については、健康状態の優れない高齢の生活保護受給者であるため、現在のところ本人に返済能力がないと判断し、平成25年3月8日に滞納処分の執行停止を行った。

今後、財産状況等に変化が無く、滞納処分の執行停止が3年間継続した場合には、不納欠損となる見込みである。
 主な滞納者についての対応状況は以上のとおりであるが、今後とも新たな未収金の発生防止に努めるとともに、結果として発生した未収金については、継続的な督促をねばり強く実施することにより縮減を図りたい。

＜南部総合県民局経営企画部（美波庁舎）（阿南庁舎）＞

県税及び税外収入について、市町村等関係機関と連携して、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

県税の収入未済額の状況

平成24年度決算額	239,936,802円
平成23年度決算額	233,798,758円
増 減 額	6,138,044円

税外収入の収入未済額の状況

平成24年度決算額	3,199,774円
平成23年度決算額	4,999,774円
増 減 額	△1,800,000円

毎年度当初に策定する「県税事務運営方針」に沿って収入未済額の縮減に努めており、7月から9月までの間を「滞納繰越分整理強調月間」として集中的に滞納処分を行うなど、計画的に滞納整理を進めた。
 特に収入未済額の大部分を占める個人県民税については、賦課徴収を行う市町村との連携を密に、共同催告などの徴収支援を行った。
 また、地方税法第48条に基づき、町から個人住民税の徴収引継を受けた上で県が直接徴収する取組みを継続実施しており、平成25年度においては、9月からの1町に加え、11月から新たに1市からも引継を受け、「財産の差押え」や「納付誓約の取り付け」などにより滞納整理を進めているところである。
 さらに、新たな未済額の発生を抑制するため、全県的な取組みとして、国・県・市町村が連携し、事業所（給与支払者）に対する特別徴収実施の働きかけを続けている。
 個人県民税に次いで未済額が多い自動車税、不動産取得税などの税目については、滞納者の財産を一斉調査し、担税能力を把握した上で納税交渉に臨むとともに、納税意思が薄い滞納者に対しては厳正に滞納処分を行った。
 特に自動車税については、昨年度から、東部県税局（自動車税庁舎）から引継を受ける前の段階から、県民局において現年課税分と滞納繰越分を併せて差押え等の処分をすることが可能になったことから、複数年度に渡る滞納者に対しては積極的にこの制度を適用し、新たに発生する未済額の圧縮を図った。
 また、財産調査等の結果、生活困窮者や将来的にも徴収見込みがないことが明らかになった者については、一旦処分の執行を停止するなど滞納者の状況に応じた滞納整理を進めた。
 以上の結果、平成24年度決算において239,936,802円であった県税収入未済額は、平成26年1月31日現在172,419,684円となり、67,517,118円（28.1%）減少した。
 また、税外収入の収入未済額3,199,774円は2,000,174円となり、1,199,600円（37.5%）減少した。
 今後も納期内納付の広報、納税指導により自主納税を促進し新たな滞納の発生を防止するとともに、厳正な滞納処分による公正公平な税務行政を推進し、県税収入の確保に努めたい。
 また、個人県民税については、市・町及び関係機関との連携を一層密にして徴収支援の充実に努めたい。

＜南部総合県民局保健福祉環境部（美波庁舎）＞

返納金（児童扶養手当返納金・生活保護返納金）、母子福祉資金

1 返納金（11,870,764円）のうち、

貸付金元利収入及び寡婦福祉資金貸付金元利収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

返納金(児童扶養手当返納金・生活保護返納金)の収入未済額の状況

平成24年度決算額	11,870,764円
平成23年度決算額	6,766,248円
増 減 額	5,104,516円

母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

平成24年度決算額	12,904,241円
平成23年度決算額	13,299,468円
増 減 額	△395,227円

寡婦福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

平成24年度決算額	1,873,872円
平成23年度決算額	1,876,872円
増 減 額	△3,000円

(1) 児童扶養手当返納金の未収(1,518,120円)については、「児童扶養手当返納金に係る事務取扱要領」に基づき、担当者と母子自立支援員による電話や訪問による粘り強い納付指導などを実施するとともに、債務者ごとに「児童扶養手当返納金管理台帳」を作成して適切な債権管理を行っている。その結果、債務者3名は分納を続けており、平成26年1月31日現在、25,000円が納入されて、未収金額は、1,493,120円となっている。

また、新たな返納金の発生未然防止策が極めて重要であることから、児童扶養手当の新規認定時や既受給者から現況届が提出される時点で、不正受給の注意を喚起するリーフレットを全員に配布し、返納金の発生防止に努めるとともに、関係市町と連携しながら債務者の生活状況の実態把握、就労支援、必要に応じた分割返納の措置、計画的な返納指導などを積極的に実施し返納金の発生防止の徹底を図っている。

(2) 生活保護返納金の未収(10,352,644円)については、「生活保護返納金事務処理マニュアル」に基づき、地区担当員の通常の訪問、文書・電話による督促等あらゆる機会を通じて返済を求めるとともに、返済計画の見直しを行うなど、債務者の状況に対応した適切な債権管理に努めている。また、特に返納の滞りがちな世帯(廃止世帯を含む)については、生活状況の把握に努め、地区担当員に加え査察指導員を加えたチームを編成し直接訪問を実施するなど精力的に取り組んでいる。

これらの結果、平成26年1月31日現在、1,281,486円が納入され、未収金額は9,071,158円となっている。

今後とも、管内市町、民生委員等の関係者と緊密に連携し、債務者や扶養義務者の生活状況の十分な把握を進め、新たな収入未済の発生防止に努めたい。

2 母子福祉資金貸付金元利収入(12,904,241円)及び寡婦福祉資金貸付金元利収入(1,873,872円)については、担当職員と母子自立支援員が日々債権回収に励んでおり、長期や多額の滞納者に対する納付指導を強化するため、ケース会議を開催し、滞納状況とその対応策の検討を組織的に行い、徴収の実があがるよう努めている。また、償還開始の連絡の際には、担当職員と母子自立支援員が通知を手渡し、就労状況等の確認を行い、入金指導をすることにより新たな滞納者の発生防止に努めている。

その結果、母子福祉資金貸付金については、平成26年1月31日現在、646,368円が納入されて、未収金額は12,257,873円となり、寡婦福祉資金貸付金については、10,422円が納入されて未収金額は1,863,450円となっている。

今後とも、貸付前から滞納防止策の徹底、口座振替による償還を引き続き指導するとともに、償還が滞っている世帯には、個々の状況に応じ、母子自立支援員による各種相談や母子自立支援プログラムの活用など、就労による自立支援にも一層強力に取り組んで参りたい。

＜教育委員会学校政策課＞

奨学金貸付金元金収入について、新たな収入未済の発生防止に向けての対策を強化するとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

奨学金貸付金元金収入の収入未済額の状況

平成24年度決算額	84,578,580円
平成23年度決算額	70,476,360円
増減額	14,102,220円

当該貸付金の未収金については、これまでも「奨学金貸付金返還指導マニュアル」に基づく滞納者の状況に応じた返還指導・督促や制度改正を次のとおり重層的に行ってきたところである。

- ① 8月に設定した「未収金削減強化月間」における全滞納者に対する文書督促と、課内に設置した「奨学金未収金対策チーム」を中心とした課をあげての集中的な電話督促。
- ② 新規返還開始者で納付が滞った者に対する初動における重点的な返還指導。
- ③ 失業や疾病のためにやむを得ず滞納している者に対する返還猶子の申請、分割返済の説明などの適切な返還指導。
- ④ 出頭要請及び訪問督促の実施。
- ⑤ 貸与申請時に保証人に対しても誓約書への連署を求めることにより、早期に人的担保を確保するよう制度改正。
- ⑥ 従来は定額としてきた貸与額を、返還時の負担軽減のため、3種類の額からの選択制に制度改正。

さらに、平成25年度には、再三の返還指導・督促にもかかわらず返還を行わない長期の滞納者に対し、法的措置（支払督促）の予告を実施し、債務承認書の提出に応じた者には、その内容どおりの分割返済を履行させている。

予告を受けても全く返済しない者については、裁判所への支払督促申立てを実施し、取得した債務名義に基づき、返済を履行させている。こうした取組みの結果、平成24年度決算額で84,578,580円あった収入未済額のうち、平成26年1月31日までに、対前年度比128.9%となる9,648,250円を収納した。

今後も引き続き、個々の状況に応じたきめ細かな返還指導を行うとともに、実態に即した効果的な取組みを適宜導入することによって、収入未済額の抑制に努めて参りたい。

＜教育委員会人権教育課＞

教育委員会奨学金貸付金元金収入について、新たな収入未済の発生防止に向けての対策を強化するとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

教育委員会奨学金貸付金元金収入の収入未済額の状況

平成24年度決算額	276,932,563円
平成23年度決算額	263,263,308円
増減額	13,669,255円

当該貸付金元金収入については、滞納者に対する督促状の送付、電話による納付指導や戸別訪問などの重点的な取組みによる返還指導の強化を図り、奨学金貸付金債権管理マニュアルに基づき、課員全員体制で歳入確保に努めている。

また、返還免除を含む奨学金返還制度について、一層の理解が得られるよう、より分かりやすい「奨学金返還のしおり」を作成し、制度の周知を図った。さらに、重点的に未収金削減に取り組む月間（5月・7月・8月・12月）を設定し、拡充開設した奨学金相談窓口及び戸別訪問により返還手続きや免除申請手続きの周知・指導に努めた。

これらの取組みの結果、平成24年度決算額で276,932,563円であった収入未済額に対し、平成26年1月31日までに4,950,105円を収納した。

特に、貸与を受けた者の家庭状況等を勘案しながら、戸別訪問を重点的に行い、分割納付による返還など、より適切な償還方法の指導・相談を行うことにより、新たな収入未済の発生防止にも努めている。

今後とも、上記の取組みを継続するなかで、さらに創意と工夫を加えながら、より一層の収入確保と新たな収入未済の発生防止に努めた

い。

<参考>

未収金削減・新たな収入未済発生防止に係る取組状況

	平成24年度	平成25年度	増 減
相談窓口開設箇所数	2 3 箇所	2 6 箇所	3 箇所増
戸別訪問戸数	2 8 7 戸	3 2 0 戸	3 3 戸増
過年度収入額	2, 572, 950円	4, 950, 105円	2, 377, 155円増

※平成25年度欄は、平成26年1月31日現在

(2) 収入で未収
となっている
もの

<中央病院>

医業未収金（診療報酬等個人負担分）について、新たな滞納未収金の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

医業未収金（診療報酬等個人負担分）の状況

平成24年度決算額に係る 平成25年5月末残額	104, 108, 741円
平成23年度決算額に係る 平成24年5月末残額	99, 118, 447円
増 減 額	4, 990, 294円

未収金の回収については、「徳島県病院事業滞納未収金取扱要綱」に基づいた処理（随時、文書、電話による督促）を行うとともに、未納者に対して分割納付や高額療養費制度等の活用について、丁寧に説明をすること等により早期収納に努めている。

また、会計窓口の24時間化や、クレジットカード等による支払いを可能とすることにより、患者の利便性を高めるとともに、地域医療センターにおいて、医療ソーシャルワーカー等の職員が患者のニーズに応じた納付相談や生活福祉資金貸付制度等の各種社会保障制度等を紹介することにより、未収金発生防止に努めている。

さらに、平成25年9月及び12月には職員による戸別訪問を19件実施し、支払の督促と併せて分割納付等の活用について説明を行った。

これらの取組みにより、医業未収金（診療報酬等個人負担分）の平成24年度決算額に係る平成25年5月末時点残額104, 108, 741円のうち、30, 662, 482円を平成26年1月末までに収納した。

また、平成20年1月から平成25年3月までの間に、63名に対して法的措置として「支払督促」を実施し、うち17名については完納、24名については分割納付を開始しており、法的措置による未収金回収額の累計は平成26年1月末で5, 182, 020円となった。

今後とも、公平性の担保と収入の確保のため、時間外診療における身分証明書類及び本人以外の連絡先の確認を徹底し、あらたな未収金の発生抑制に努めるとともに、やむを得ず発生した未収金については継続的な督促を実施するなど、適切な債権管理に努めたい。

<三好病院>

医業未収金（診療報酬等個人負担分）について、新たな滞納未収金の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

医業未収金（診療報酬等個人負担分）の状況

未収金の回収については「徳島県病院事業滞納未収金取扱要綱」に基づいた処理（随時、電話・郵便による督促）を行うとともに、職員が戸別訪問を実施して、滞納者に対して分割納付・高額療養費制度の活用について丁寧に説明し、早期収納に努めている。

また、地域医療センターでは、医療ソーシャルワーカー等の職員が、患者のニーズに応じた納付相談や生活福祉資金貸付制度等の各種社会保

平成24年度決算額に係る 平成25年5月末残額	36,626,432円
平成23年度決算額に係る 平成24年5月末残額	37,492,436円
増減額	△866,004円

険制度を紹介するなどの取組みにより未収金発生防止に努めている。
これらの取組みの結果、平成24年度決算額に係る平成25年5月末残高が、36,626,432円であった医業未収金（診療報酬等個人負担分）のうち、平成26年1月31日までに1,317,526円を収納した。

平成25年度は平成26年1月までに具体的な取組みを次のとおり行った。

- ① 長期間滞納者のうち、督促を行っても支払いに応じない者に対しては、平成20年度から支払督促の申立や訴訟などの法的措置を行っている。平成24年度は1件（対象額87,982円）の手続きを進めた結果、債務名義取得1件となり、平成25年4月末に全額納付された。
- ② 平成21年度から平成24年度にかけて1,000円以上の未収金がある165名（対象額7,348,193円）に対し、督促状を送付した結果、平成26年1月31日までに779,664円の納付があった。
- ③ 滞納者が外来受診・入院した際には面接を実施し、督促を行っている。一次的には、外部委託業者に面接による督促を委託しているが、外部委託業者では処理が困難である案件や、滞納者が病院職員への面接を希望した場合には、病院職員が面接を行っており、平成25年度は、平成26年1月31日までに、5名（対象額798,025円）と面接（延べ6回）を行った。

今後の具体的な取組みとしては、平成24年4月から平成25年3月の間に未収金があり、入金が無い者及び分割納付が滞っている者に対し、家庭訪問による訪問徴収を実施する。

今後とも、従来までの取組を一層強化し、未収金の発生防止に努めるとともに、やむを得ず発生した未収金については、外部委託業者と連携をとり継続的な督促を行うことで回収に努めたい。

<海部病院>

医業未収金（診療報酬等個人負担分）について、新たな滞納未収金の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

医業未収金（診療報酬等個人負担分）の状況

平成24年度決算額に係る 平成25年5月末残額	9,295,488円
平成23年度決算額に係る 平成24年5月末残額	8,166,429円
増減額	1,129,059円

未収金の回収については、「徳島県病院事業滞納未収金取扱要綱」に基づいた処理（随時、文書、電話による督促）を行うとともに、職員による戸別訪問の実施や医事業務委託業者等と連携して、未納者が来院時に面談を行うなど、分割納付等の手続きについても丁寧に説明し、早期回収に努めている。

また、地域医療センターでは、平成23年度より新たに配置された医療ソーシャルワーカー等の職員が、患者のニーズに応じた納付相談や高額療養費制度、生活福祉資金貸付制度等の各種社会保障制度の紹介などに取り組むとともに、出産育児一時金等の直接支払制度の活用や、平成24年11月のクレジットカード決済端末機の導入等により、新たな未収金発生防止に努めている。

これらの取組みにより、平成24年度決算額に係る平成25年5月末時点で9,295,488円であった医業未収金（診療報酬等個人負担分）のうち、平成26年1月末までに3,002,086円を収納した。

なお、長期間滞納者のうち、督促を行ってもなお支払に応じない4名に対しては、平成21年度から法的措置として「支払督促」を実施して、うち3名については分割納付を開始、1名については債務名義を取得するなどし、法的措置による未収金回収額累計は、平成26年1月末までに455,660円（対象額1,222,230円）となった。

		<p>今後とも、公平性の担保と収入の確保のため、新たな未収金発生の防止に努めるとともに、やむを得ず発生した未収金についても継続的に支払を督促するなど、適切な債権管理に努めたい。</p>
(3) 支出事務で適切でないもの	<p>＜南部総合県民局津波減災部＞ 物品調達事務について、不適切な事務処理が認められた。今後、組織的な確認を徹底し、適正な物品調達事務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>物品（プリンター）の調達にあたって、要求担当者と発注・支払担当者を明確に分離することとされているにもかかわらず、これがなされていない事案が1件あったことから、津波減災部では適正な物品調達事務を徹底するため、「物品購入改善マニュアル」の内容について部内において研修会を行い、職員の共通認識を深めたほか、9月から「物品購入改善マニュアル」が改定されたため、改めて研修会を実施した。</p> <p>さらに「要求と発注・支払部門分離確認者」を定めたほか、執行の際には物品購入の随意契約に関するチェックリストを活用することで、物品調達事務の審査体制を強化した。</p> <p>今後についても、部内会議等において引き続き職員への周知・確認を図りながら、適正な物品調達事務の執行に努める。</p>
(4) 委託業務に係る事務処理で適切でないもの	<p>＜南部総合県民局保健福祉環境部（阿南庁舎）＞ 委託業務の事務について、不適切な事務処理が認められた。今後、組織的なチェック体制の強化に努める必要がある。</p>	<p>庁舎の電気・空調・衛生設備等の運転監視を行う「保健福祉環境部阿南庁舎設備運転管理業務」は仕様書において「乙（委託先）は、毎日の業務状況を日誌に記載し、甲（県）に提出して確認を得るものとする」と定められている。</p> <p>これまで提出のなかった日誌の様式や扱いについて委託先と協議を行い、平成25年7月1日から適切に対応することとした。</p> <p>これにより、業務が適切に行われているかを担当者が毎日確認するとともに、担当リーダーによるダブルチェックを行い、その上で業務の完了を承認することとした。</p> <p>また、所属内の委託業務全般のチェック体制について再度確認するよう周知を図った。</p>
	<p>＜海部病院＞ 委託業務の事務について、不適切な事務処理が認められた。今後、組織的なチェック体制の強化に努める必要がある。</p>	<p>当院が業者に委託している清掃業務については、「日常清掃業務」と「定期清掃業務」があり、委託業務の履行確認については、日常業務のうちトイレ清掃業務については日々のチェック表を用いて確認し、また、定期業務のうちの「病院所有地の草刈り作業（年3回）」については、報告書に写真添付をして確認してきたが、その他の日常清掃業務及び定期清掃業務（ワックスがけ、窓ガラス清掃等）については、その実施状況を各部署の職員が現認できることから、これまでは月毎の完了報告書に特に資料の添付はなく、問題等のあった箇所についてその都度各部署からの報告を受けて、業者を指導する、という方法で行ってきた。</p> <p>しかしながら、より厳格な完了確認を行い、より適正な委託業務管理に努めるため、平成25年7月1日より契約業者に毎日清掃業務作業日誌を提出させ、検収者が確認を行い、これを毎月の業務完了報告書に添付して、業務完了検査を行っているところである。</p> <p>また、平成26年度以降については、契約時の仕様書に「業務作業</p>

		<p>日誌の作成」を定め、年度当初より毎日清掃業務作業日誌の提出を求めて、検収者が確認したうえで、これをもとに毎月の業務完了検査を行うこととしたい。</p>
<p>(5) 工事に係る事務処理で適切でないもの</p>	<p><東部農林水産局〈徳島庁舎〉> 請負工事の事務について、不適切な事務処理が認められた。今後、組織的なチェック体制の強化に努める必要がある。</p>	<p>当該請負工事は、工事現場が台風被害に遭ったため一時中止を余儀なくされたものであるが、請負工事の実施中に工事の一時中止の措置を行う場合は、「徳島県農林土木工事の一時中止に係るガイドライン」(以下「ガイドライン」)に基づき手続きを行うべきところ、ガイドラインに沿った事務手続きが行われていなかった。</p> <p>こうしたミスの再発防止策として、毎月実施している担当内打合せ時において、ガイドラインをはじめとした工事関係通知文書の確認を全員で行い、情報の共有と文書内容のチェック体制を平成25年8月から強化している。</p> <p>また、主務課においても、改めてパソコン上の主務課掲示板で工事関係通知文書の掲示を行い、各種通知文書の周知徹底を図っている。</p> <p>今後も、これらによる確認行為とチェック体制を徹底し、事務手続きに遺漏がないように努める。</p>
<p>(6) 契約事務で適切でないもの</p>	<p><環境首都課> 委託契約について、不適切な事務処理が認められた。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>指摘対象となった「平成24年度三嶺周辺におけるニホンジカの生息調査及び食害防止業務」は、本県の農林水産業や自然植生に重大な影響を及ぼしているニホンジカの生息頭数及び生息区域の現況を明らかにするとともに、天然記念物であるミヤマクマザサや貴重な高山植物等をシカの食害から保護するため、防護柵等により防除するための委託業務である。</p> <p>当該業務は山岳急峻地での危険性を伴う作業が求められること、現地の希少野生生物の生息状況に精通していることが求められることなどから、より専門性の高い業務であると判断し、平成24年度は随意契約により執行したが、競争入札による執行が適切であるとの定期監査における指摘を踏まえ、平成25年度においては同種の業務について「指名競争入札」を実施し、業務委託契約を締結した。</p>
	<p><福祉こども局地域福祉課> 委託契約について、不適切な事務処理が認められた。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>生活保護法による医療扶助の診療報酬明細書点検業務について委託したものである。個人情報に関する重要度の高いデータを扱うことから、全ての業務を各県福祉事務所内で行うこととしており、これまで人件費等の観点から、四国内に事業所を有する全ての事業者から見積書を徴し、見積額の最も低い業者と随意契約を行ってきたところである。</p> <p>平成24年度についても、当該業務を実施している四国内に事業所を有する全ての事業者(3者)より見積書を徴したところ、1者は辞退し、2者から見積書の提出があったため、金額の低い業者と随意契約を行ったものである。</p> <p>指摘を受けた委託契約の内容について、人件費、個人情報や点検業務の適切な水準の確保等の観点から精査し、競争原理の導入について</p>

	<p>検討した結果、平成26年度から、指名競争入札を行うこととしている。</p>
<p><東部農林水産局（徳島庁舎）> 土木建築工事設計業務等委託契約において、不適切な事務処理が認められた。今後、組織的な確認を徹底する必要がある。</p>	<p>土木建築工事設計業務等委託契約（森林情報調査業務の委託業務）において、委託先に対する仕様内容の説明・指示等は行っていたものの、本来、契約書に添付すべき仕様書の作成がなかった。 こうしたミスの再発防止策として、チェックリストを作成し、発注時において、担当者、審査者及び担当リーダーによるチェック体制の強化を図り、審査・確認の徹底を行った。 また、「土木建築工事設計業務等」に関係する局内の各担当に対し、仕様書等の適正な整備について周知徹底を図った。 今後も、チェックを入念に行い、このような事例が二度と生じないよう適切な事務処理に努める。</p>
<p><住宅課> 委託契約において、随意契約によることができる場合に該当しないにもかかわらず、随意契約をしているものがある。今後、組織的な確認を徹底する必要がある。</p>	<p>指摘を受けたのは「木造住宅耐震化促進戸別訪問サポート事業」ほか2件の事業である。 今回の指摘を受け、当課で執行している全ての委託事業について、事業の目的及び内容を改めて確認し、適切な契約形態になっているかどうかの精査を実施した。 また課内会議で情報を共有し、指摘事項について再認識した。 今後とも指摘事項を着実に反映・定着させるため、定期的に契約事務についての勉強会を実施し、適切な事務の執行に努めたい。</p>
<p><東部県土整備局（徳島庁舎）> 委託契約について、不適切な事務処理が認められた。今後、組織的なチェック体制の強化に努める必要がある。</p>	<p>当該委託契約は加賀須野橋可動橋の開閉操作業務を行うものであり、業務の性質上、その都度業務そのものが完結していくことから、本来は一定期間ごとの精算払の契約とすべきところ、誤って四半期ごとの出来高の一部を支払う部分払の契約とした。 さらに、契約に従い部分払すべきところ誤って精算払として執行したものである。 平成25年度の当該委託契約においては、委託業務の実態に即した契約とし、四半期ごとに委託業務完了検査を実施し、精算払とする契約としている。 再発防止のため、会計事務処理の基礎・基本をしっかりと踏まえ、会計事務のチェックポイントの再確認、更には複数職員によるチェックの徹底を図っている。</p>
<p><中央病院> 物品調達事務について、不適切な事務処理が認められた。今後、組織的な確認を徹底し、適正な物品調達事務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>病院では、多種多様な診療材料や消耗品を大量に購入するが、これを適正に調達、契約、支払を行う必要がある。 このうち、物品貸借契約において決裁区分を誤ったものや、賃貸借期間中の契約解除の際に変更支出負担行為決議書の作成がなされていないものなど、適切でない例があったところである。 このようなことから、物品調達に係る事務処理については、さらなる</p>

適正化に向けて、病院局関係規程等に基づき、改めて院内における事務の決裁について再確認を行うとともに、各契約等の事務手続に関し、決裁前に担当者による再チェック及び副主任者によるダブルチェック、さらに決裁権者や企業出納員をはじめとする各決裁段階でのチェックの徹底を図った。

また、平成26年1月24日には、職員に対し、徳島県会計事務の手引き等の資料により物品調達事務の適正な執行について研修を実施したほか、機会あるごとに職員に周知徹底を図るなど、今後とも、適正な執行に努めていくこととした。